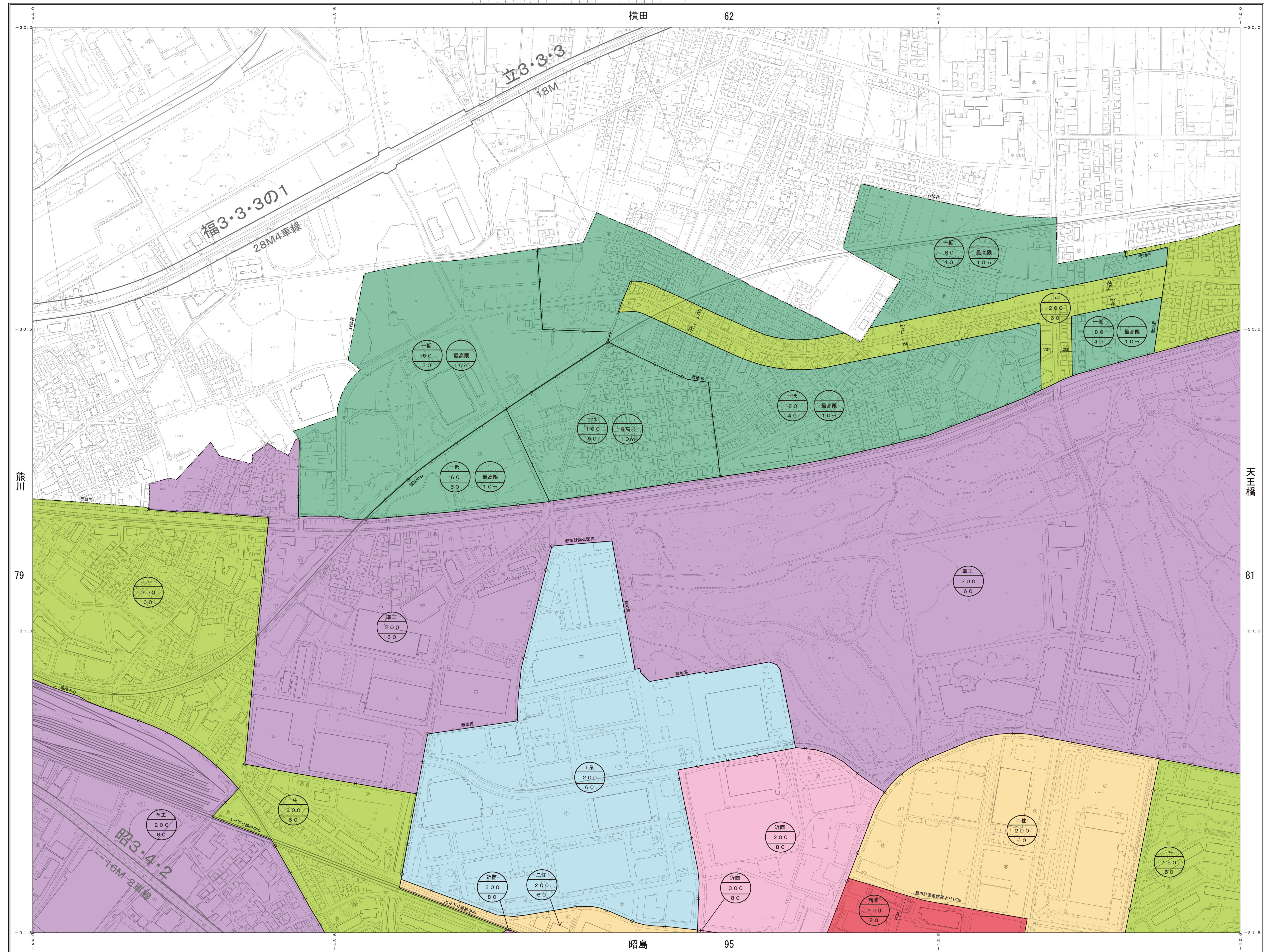


美堀町

1:2,500 昭島都市計画用途地域(昭島市決定)計画図 80

25-4 美堀町 (IX-LC09-1) H28・3・14 H31・3・14 (道路網図作成年月日)

横浜市	立川市	牛浜	横田	伊奈平
東京都	昭島市	25-13	25-19	15-20
		熊川	美堀町	天王橋
		25-3	25-4	25-5
		昭島	昭島	中神
		25-8	25-9	25-10



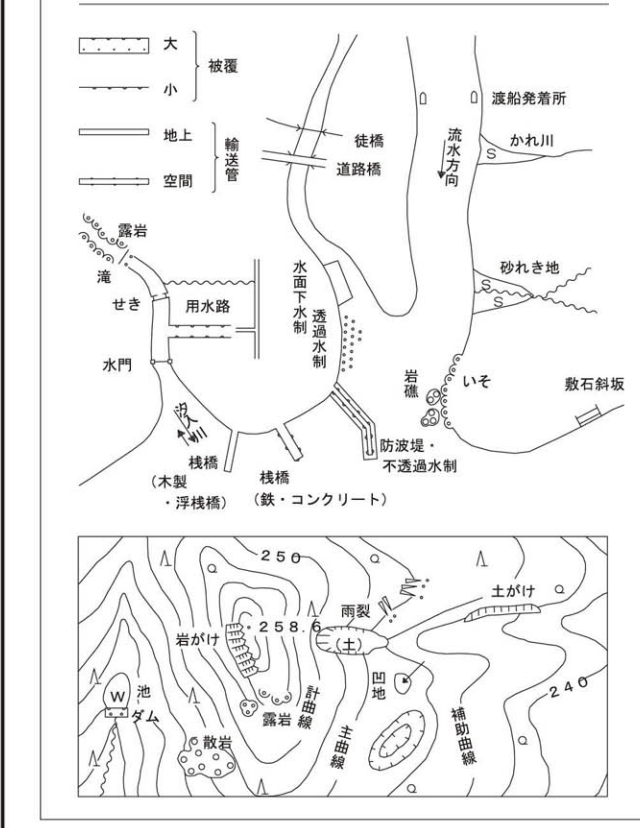
凡例

△ 25.6	昭島三井倉庫
△ 25.6	昭島本倉庫
△ 25.6	昭島三井倉庫
△ 25.6	昭島本倉庫
△ 25.6	昭島三井倉庫
△ 25.6	昭島本倉庫
△ 25.6	昭島三井倉庫
△ 25.6	昭島本倉庫
△ 25.6	昭島三井倉庫
△ 25.6	昭島本倉庫

○	第一種中高層住居専用地域	○	第一種住居地域
○	第二種中高層住居専用地域	○	第二種住居地域
○	第一種住居地域	○	準住居地域
○	第二種住居地域	○	近隣商業地域
○	準住居地域	○	商業地域
○	近隣商業地域	○	工業地域
○	商業地域	○	工業専用地域
○	工業地域	○	工業専用地域
○	工業専用地域	○	工業専用地域

—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線

○	第一種中高層住居専用地域	○	第一種住居地域
○	第二種中高層住居専用地域	○	第二種住居地域
○	第一種住居地域	○	準住居地域
○	第二種住居地域	○	近隣商業地域
○	準住居地域	○	商業地域
○	近隣商業地域	○	工業地域
○	商業地域	○	工業専用地域
○	工業地域	○	工業専用地域
○	工業専用地域	○	工業専用地域



- 1 座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面直角座標系の東京座標系
- 2 投影は、横メルカトル図法
- 3 平面直角座標は、世界測地系で、内閣府の外務に告示(4号)メートル単位、投影、入射、横軸:Y軸、方眼の間隔:0.5キロメートル
- 4 高さ(メートル単位)の基準は、東京湾平均海面(T.P.)
- 5 等高線の間隔は、2メートル
- 6 真北(磁軸の北方向)と磁北(磁石の針の北が指す方向)は、下辺内閣府と国策の中央に於ける距離方眼線との交点を中心として、上辺内閣府上に、☆印(真北)、△印(磁北)で示した方向

凡例	第一種中高層住居専用地域
凡例	第二種中高層住居専用地域
凡例	第一種住居地域
凡例	第二種住居地域
凡例	準住居地域
凡例	近隣商業地域
凡例	商業地域
凡例	工業地域
凡例	工業専用地域

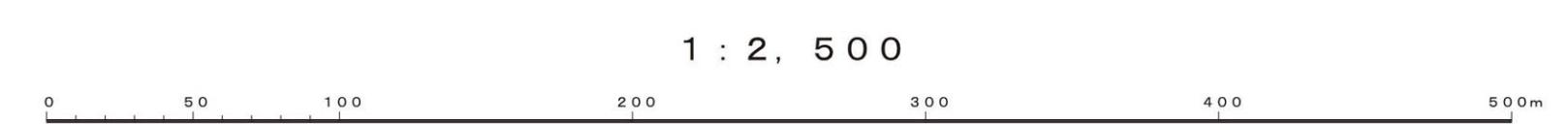
7 方眼北(方眼の縦線の上方向)に対する真北の偏角は、実測約2°
 8 真北に対する磁北の偏角(磁偏角)は、「2010.0年緯度経緯一貫図(国土地理院)」で、西偏約7°
 9 東京都公共基準点等への照準立入は禁ずる。

平成 9 年測量
 平成 16 年修正
 平成 21 年修正
 平成 26 年修正
 令和 7 年修正

1. 平成24年11月撮影空中写真
2. 平成25年7月現地調査

「この地図は、東京都府民1/2,500縮尺図(東京都)『昭島市』(昭島市)として作成したものである。無断複製を禁ずる。」
 「この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。」
 「(昭島市) 7 昭島市昭島102号、令和7年9月26日」

著作権所有者
 東京都整備局
 株式会社ミッドマップ東京



1:2,500